

第2回定時評議員会議事録

1. 日 時 平成24年6月22日（木）午前10時30分から午前11時40分

2. 場 所 第2回定時評議員会議事録

3. 出席者 総務課長 4名

出席評議員 4名

開 会 平成24年6月22日（金）

出席者 佐野 昌彦 鈴木 武一郎

欠席評議員 2名

出席者 岡崎 厚幸 岡崎 久

出席理事 4名

出席者 中島 寛行

出席理事

時田 茂雄理事

渡邊 紗子副理事長・館長

4. 議 事

【午前10時30分開会】

事務局幹事

当公益財団定款、第28条の規定に基づき、評議員会の成立を報告し、評議員会の開会を宣する。また、定款の小冊子配付に出向していただいている旨、報告した。

【理事長挨拶】

本団理事長

理事 公益財団法人 佐野美術館

【印及退出】

事務局幹事

当公益財団定款、第26条の規定に基づき、評議員会の議長は評議員会長が務める旨説明する。

第 2 回定時評議員会議事録

1. 日 時
- 平成 24 年 6 月 22 日（水）午前 10 時 30 分から午前 11 時 40 分
2. 場 所
- 佐野美術館 講堂
3. 出席者
- 総評議員数 6 名
- 出席評議員 4 名
- 稲田 精治 荒川 浩和
- 佐野 昌彦 松本 圭一朗
- 欠席評議員 2 名
- 河端 照孝 若林 久
- 出席監事 1 名
- 小嶋 豊郎
- 出席理事
- 峰田 武理事長 渡邊 妙子副理事長・館長
4. 議 事

|       |                                                                                                                     |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局坪井 | <div>[午前 10 時 30 分開会]</div> <div>当公益財団定款 第 26 条の規定に基づき、評議員会の成立を報告し、評議員会の開会を宣する。また、監事の小嶋豊郎氏に出席していただいている旨、報告した。</div> |
| 峰田理事長 | <div>[理事長挨拶]</div> <div>理事長より評議員会開催にあたり、挨拶がなされた。</div>                                                              |
| 事務局坪井 | <div>[議長選出]</div> <div>当公益財団定款 第 25 条の規定に基づき、評議員会の議長は評議会議長が務める旨説明する。</div>                                          |

|                |                                                                                                                                                                        |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長            | <p>〔議長挨拶〕 佐野 昌彦の意思で「子どものうちから読書に親しむ機会を多く設け、人間形成の一助になるような読書館を目標とすること」を念頭に、</p> <p>評議員会を始めるにあたり、稲田評議員会会長より挨拶があり、合わせて、出席評議員には議事運営に協力していただくよう発言があった。</p> <p>〔議事録署名人の指名〕</p> |
| 議 長            | <p>これから議事に入りますが、議事に先立ちまして、本日の議事録署名人であります、当公益財団定款 第 30 条第 2 項に議長及び出席した評議員のうちから選出されたもの 2 名とされておりますのでこれに従います。議事録署名人はいかがいたしましょうか。</p>                                      |
| 一 同            | <p>〔議長一任〕</p>                                                                                                                                                          |
| 議 長            | <p>議事録署名人に荒川 浩和氏、佐野 昌彦氏を推薦する。</p> <p>〔議案上程〕</p>                                                                                                                        |
| 議 長            | <p>第 1 号議案 平成 23 年度事業報告及び収支決算の件の 1 件を上程する。</p> <p>〔議案審議〕</p>                                                                                                           |
| 議 長            | <p>(第 1 号議案)</p> <p>第 1 号議案 平成 23 年度、事業報告及び収支決算の件について事務局の説明を求める。</p>                                                                                                   |
| 事務局坪井<br>事務局加藤 | <p>本資料により、平成 23 年度事業報告について説明する。</p> <p>本資料により、平成 23 年度収支決算について説明する。</p>                                                                                                |
|                | <p>〔質疑・応答〕</p>                                                                                                                                                         |
| 議 長            | <p>第 1 号議案について、意見、質問等を求める。</p>                                                                                                                                         |
| 佐野評議員          | <p>「さのび子どもくらぶ」について、知りたい。</p>                                                                                                                                           |

|       |                                                                                                                                                                                           |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局坪井 | 創設者である佐野 隆一の意味で「子どものうちから美術に親しむ機会を与え人間形成の一助になるような美術館を目指すこと」を念頭に子供たちに美術に関わる様々な場所や特典を提供しています。                                                                                                |
| 佐野評議員 | 了解した。それは良い試みだ。                                                                                                                                                                            |
| 議 長   | 意見、質問も出つくしたため第 1 号議案について当公益財団定款第 27 条の規程により諮ったところ、満場一致をもって原案のとおり可決された。                                                                                                                    |
| 議 長   | (第 2 号議案)<br>第 2 号議案「定款第 12 条第 1 項の文言変更及び定款第 21 条第 2 項 (5) の削除 案」の件について事務局の説明を求める。                                                                                                        |
| 事務局加藤 | 評議員の職務権限についての当公益財団定款の規程においては、事業計画及び収支予算について評議員の承認を受けることになっているが、忙しい評議員の負担軽減と評議員会の出席状況を考慮して、事業計画と収支予算の承認については理事会の承認のみとして「第 12 条第 1 項の文言変更と第 21 条第 2 項 (5) の削除の案を、評議員会で審議していただきたい。(資料は巻末に添付) |
|       | 改正 1. 第 12 条第 1 項の文言「理事会の承認を経たうえで評議員会において承認を得るものとする。」⇒「理事会の承認を得るものとする。」                                                                                                                   |
|       | 改正 2. 第 21 条第 2 項の (5)「各事業年度の事業計画及び予算の承認」<br>⇒削除                                                                                                                                          |
|       | [質疑・応答]                                                                                                                                                                                   |
| 議 長   | 第 2 号議案について、意見、質問等を求める。                                                                                                                                                                   |
| 佐野評議員 | 事業計画・収支予算を理事会の承認だけで良いのか。                                                                                                                                                                  |
| 事務局加藤 | 事業計画・予算についての資料は毎年、評議員の皆様配布します。ガバナンス上の問題があったり、事業計画・予算で疑問等が生じたとき                                                                                                                            |

|       |                                                                                                                                                                                               |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | は評議員会をいつでも開催できることが当館の定款に規程されています。                                                                                                                                                             |
| 小嶋監事  | 佐野評議員の言われることは尤もであるが、実際の評議員会の開催に事務局が苦勞するのであれば、現実的な方を取っても良いと思う。                                                                                                                                 |
| 議 長   | 荒川評議員の意見はどうか。                                                                                                                                                                                 |
| 荒川評議員 | 私は第 2 号議案に賛成する。                                                                                                                                                                               |
| 議 長   | 意見、質問も出つくしたため第 2 号議案について当公益財団定款第 27 条の規程により諮ったところ、満場一致をもって原案のとおり可決された。<br><br>以上により、議案の審議、報告事項の説明をすべて終了したので、午前 11 時 40 分、公益財団法人佐野美術館の第 2 回定時評議員会の閉会を宣し、続いて役員等候補選出委員会より提出された資料による評議員選任会議を開催した。 |

以上、議事の内容を明らかにするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人が記名捺印をする。

平成 24 年 6 月 22 日

公益財団法人 佐野美術館

評議員会会長

稲 田 精 治 

評議員

荒川 浩 和 

評議員

佐野 昌 彦 

## (事業計画及び収支予算)

第 7 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、  
 <例 1: 理事会の承認、例 2: 理事会の決議を経て、評議員会の承認>を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

## (事業報告及び決算)

【会計監査人を置いている場合の例】（注 5）

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 7 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

<(7) キャッシュ・フロー計算書>

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号及び第 7 号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 64 条において準用する同規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間（、また、従たる事務所に 3 年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

とができません（法人法施行規則 29 条）。

・法人法には事業報告と決算に関する規定しかなく、事業計画及び収支予算に関する定めはありませんが、認定法では事業計画書、収支予算書等の作成・備置きが求められており（認定法 21 条）、また、法人の業務執行におけるガバナンス確保の観点から、これらの事項についても定款で規定しておくことが望ましいでしょう。

・法人法 123 条～127 条（計算書類等）、認定法 21 条（財産目録の備置き及び閲覧等）  
 ・毎事業年度経過後 3 箇月以内に、財産目録等を行政庁に提出することが義務付けられています（認定法 22 条 1 項、認定法施行規則 38 条）

・キャッシュ・フロー計算書の承認（報告）手続については、（注 6）を参照。  
 ・法人法施行規則 48 条（計算書類の承認の特則に関する要件）

・法人法 14 条（定款の備置き及び閲覧等）、129 条（計算書類等の備置き及び閲覧等）、認定法 21 条（財産目録の備置き及び閲覧等）

・従たる事務所については、備置き等が

### 第3章 財産及び会計

#### (財産の抛出)

第8条 設立者佐野隆一は、美術品、土地、建物、現金及び有価証券をこの法人のため抛出した。

#### (基本財産)

第9条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1及び別表第2の財産は、この法人の基本財産とする。

2 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

#### (基本財産の維持及び処分)

第10条 この法人は、評議員会において別に定めるところにより、基本財産について適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に供する場合には、理事会の決議を経なければならない。

#### (財産の管理及び運用)

第11条 この法人の基本財産以外の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資金運用規程によるものとする。

#### (事業計画及び収支予算)

第12条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書及び収支予算書等」という。）は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経た上で評議員会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

#### (事業報告及び決算)

第13条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録（以下この条において「財産目録等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会において承認を得るものとする。

2 前項の財産目録等については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、

議員の報酬及び費用に関する規程による。

## 第2節 評議員会

(構成及び権限)

第21条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事、監事及び評議員の報酬及び費用に関する規程

(3) 理事及び監事の報酬及び費用の額の決定

(4) 定款の変更

(5) 各事業年度の事業計画及び予算の承認⇒削除する

(6) 各事業年度の決算の承認

(7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

(8) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

(9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

(10) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)に規定する事項及びこの定款に定める事項

3 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、第24条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第22条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招 集)

第23条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第24条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。